

議案第9号

大口町空家等対策協議会設置条例の制定について

大口町空家等対策協議会設置条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、大口町空家等対策協議会を設置することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町空家等対策協議会設置条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、大口町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等対策推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 地域団体から推薦された者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長とな

る。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 協議会は、会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員	1回	5,900円	〃
------------	----	--------	---

大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
都市計画審議会委員	1回 5,900円	〃	都市計画審議会委員	1回 5,900円	〃
空家等対策協議会委員	1回 5,900円	〃	学校給食センター運営委員会委員	1回 5,900円	〃
学校給食センター運営委員会委員	1回 5,900円	〃	略	略	略
略	略	略	備考 略		
備考 略					

制定要旨

1 設置の目的

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関することや空家等対策推進に関する意見をいただくことを目的として空家等対策協議会を設置します。

2 協議会の構成員

構成員は、大口町の非常勤特別職とし、人数は11人以内とします。任期は2年とし、再任は妨げないこととします。

- (1) 地域住民（一般公募により2人程度）
- (2) 地域団体から推薦された者（地域自治組織・老人クラブ・さくらメイトなどの団体）
- (3) 学識経験者（宅地建物取引士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士などの団体から推薦された者）

3 具体的な検討内容

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること
- (2) その他空家等対策推進に関すること

4 開催回数

定例会は年1～2回程度とし、その他協議が必要な場合は随時開催します。

5 施行期日

平成31年4月1日から施行します。